

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

大分国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間及び 50 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間①は、母親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。保険料は月額 100 円だったと思う。

申立期間②及び③は、国民健康保険に加入していたので、国民年金にも加入し、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付した。

すべての申立期間について、国民年金保険料が納付とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、昭和 53 年度から 56 年度は保険料を前納していること、及び平成 3 年 5 月から 60 歳喪失までは国民年金基金に加入していることが確認でき、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳から昭和 40 年 8 月 30 日に払い出されており、直後の同年 11 月に昭和 39 年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人は、「母親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人の両親は国民年金加入期間について保険料を完納していることを踏まえると、上記払出時点で過年度納付が可能な申立期間①のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料についても納

付したと考えるのが自然である。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人がA市で昭和50年12月ごろに国民年金への再加入手続をしていることが確認できるところ、この時点で現年度納付が可能な同年6月からの期間に係る保険料納付書が申立人に発行されたものと推認でき、上記申立人の納付意識の高さなどを踏まえると、申立期間③の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和36年11月から38年6月までの期間は、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された40年8月30日時点で既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は既に亡くなっており、当時の保険料納付状況等が不明である。

また、申立人が国民年金への再加入手続を行った昭和50年12月時点では、申立期間②は既に過年度となっているが、申立人から当該期間の過年度納付に係る具体的な証言は無い上、オンライン記録及び特殊台帳から、申立人に当該期間に係る過年度納付書が発行された記録も確認できず、このほか当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①のうち昭和36年11月から38年6月までの期間及び申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの期間及び50年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を平成18年11月から19年3月までを14万2,000円、同年4月から20年4月までを15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年11月13日から20年5月30日まで
② 平成20年5月30日から同年6月1日まで

申立期間①について、A社における標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。また、A社には平成20年5月31日まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書から、A社においては当月控除方式にて給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されることから、申立人の申立期間①に係る給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、平成18年11月から19年3月までは14万2,000円、同年4月から20年4月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、申立人に係る平成18年11月13日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、19年の健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届及び20年5月30日の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届のいずれにおいても、標準報酬月額が11万8,000円と記載されていることが確認できることから、事業主は、給与支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した給与支払明細書から判断すると、申立人は申立期間②において申立事業所に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した平成20年5月分の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が平成20年5月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月5日から20年6月30日まで
② 平成20年6月30日から同年7月1日まで

申立期間①のA社における標準報酬月額については、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に比べて低く記録されていると思うので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社に平成20年6月30日まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人の供述から、申立人は申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の同僚が所持する給与支払明細書から判断すると、A社は当月控除方式により厚生年金保険料を給与から控除していた状況がうかがえる上、申立人と同様に平成20年6月30日付けで厚生年金保険及び雇用保険の両方の資格を喪失している同僚が所持する給与支払明細書からは、同年6月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人についても申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成20年5月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が平成20年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成20年5月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち上記以外の期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 10 月 6 日から 20 年 7 月 31 日まで
② 平成 20 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間①のA社における標準報酬月額については、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に比べて低く記録されていると思うので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社に平成20年7月31日まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した給与支払明細書から判断すると、申立人は申立期間②においてA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した平成20年7月分の給与支払明細書の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が平成20年7月31日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間①のうち、平成18年10月、同年11月、19年2月、同年3月、同年5月から同年8月までの期間、同年12月及び20年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間の給与支払明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち上記以外の期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料支払明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を平成19年4月から同年8月までを14万2,000円、同年9月から20年5月までを15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年7月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月21日から同年4月1日まで
② 平成19年4月1日から20年6月30日まで
③ 平成20年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に平成19年3月21日に入社し、20年6月30日まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が19年4月1日、資格喪失日が20年6月30日と記録されていることに納得できない。

申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、A社における標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低い額に記録されているので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②における標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書から、申立事業所においては当月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されることから、申立人の申立期間②に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、平成19年4月から同年8月までを14万2,000円、同年9月から20年5月までを15万円の標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、申立人に係る平成19年4月1日の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同年の健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届及び20年6月30日の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届のいずれにおいても、標準報酬月額が9万8,000円と記載されていることが確認できることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した給与支払明細書から判断すると、申立人は申立期間③において申立事業所に勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が提出した平成20年6月分の給与支払明細書の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が平成20年6月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録では、資格取得日が平成19年4月1日と記録されている上、申立人が入社したとする同年3月21日は、申立事業所が回答する給与計算の締切日である20日以降の日付であるところ、申立人が保管する同年4月分の給与支払明細書からは、当月控除方式により同年4月分と推認される1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同年3月分の厚生年金保険料に係る控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和20年1月1日に、資格喪失日に係る記録を21年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20年1月から同年12月までの期間を90円、21年1月から同年5月までの期間を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から21年6月15日まで

私は、昭和20年1月1日から21年6月15日まで、A社の本社に籍を置き、C国に海外赴任していた。この間、給与は私の妻が日本国で受け取っており、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する人事記録により、申立人が申立期間において、A社の海外駐在員として同社に在籍するとともに、C国に赴任し、勤務していたことが認められる。

また、申立人の妻は、申立期間当時、A社D事業所の社宅に申立人を除く家族とともに居住し、給与は同社の本社から同社D事業所に送られてきており、保険料は給与から控除されていたと供述している。

さらに、B社D事業所は、「申立人の戸籍の附票に記載されている居住地に、当時当社の社宅が存在していた。当社の従業員が海外赴任した場合、従業員の

家族は、従業員が海外勤務している期間においても社宅に引き続き居住することができた。」と供述している。

加えて、B社の現在の人事担当者は、「申立期間当時の資料については、人事記録以外の資料が無く、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができないが、当社の海外駐在員は国内事業所に籍をおいて海外赴任しており、従業員が海外勤務している期間においても引き続き、給与から厚生年金保険料の控除を行っている。この取扱いは、申立期間当時から変わっていないと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における人事記録に記載された昭和20年1月及び21年1月の俸給額から、20年1月から同年12月までの期間は90円、21年1月から同年5月までの期間は100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所（当時）が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年1月から21年5月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和29年10月2日から30年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を29年10月2日に、資格喪失日に係る記録を30年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和30年1月1日から同年5月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から30年5月10日まで

私は、昭和28年10月1日から32年4月末まで、C職からD職に辞令は切り替えられながらも、E事業所（E事業所の管轄はB事業所。B事業所の管轄はA事業所。）で、F等の業務に継続して従事したが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和29年10月2日から30年5月10日までの期間については、申立人の供述、同職種の複数の同僚の供述及び申立人が所持する辞令から判断すると、申立人が、当該期間において、E事業所にC職及びD職として勤務していたことが認められる。

2 申立期間のうち昭和29年10月2日から30年1月1日までの期間については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、C職及びD職だったとする複数の同僚には、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、G事業所（A事業所の後継事業所）が保管する職員録（昭和29年6月16日現在）に記載されているC職及びD職33人の全員について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、A事業所は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和29年2月17日以降の期間において、同事業所に勤務していたC職及びD職のほぼ全員について、厚生年金保険に加入させていた状況が認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和29年10月2日から30年1月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における同年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る昭和29年10月2日から30年1月1日までの期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所（当時）が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年10月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち昭和30年1月1日から同年5月10日までの期間については、適用事業所名簿において、申立人が勤務していたE事業所を管轄するB事業所は、同年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B事業所の管轄する事業所で勤務していたとする同職種の複数の同僚について、A事業所において厚生年金保険被保険者資格を同日に喪失した後、同日付けで、B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人は、当該期間において、継続して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和30年1月1日から同年5月10日までの期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における同年5月の健康保険厚生年金保険被保

険者名簿の記録から、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和30年1月1日から同年5月10日までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間のうち昭和28年10月1日から29年10月2日までの期間については、前述の辞令から、申立人が当該期間においてE事業所に勤務していたことが確認できない。

また、適用事業所名簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和29年2月17日であり、申立期間のうち、28年10月1日から29年2月16日までの期間において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、同職種の複数の同僚は、「A事業所において勤務を開始した時期から一定期間は厚生年金保険に加入していない。」旨供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該複数の同僚について、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（昭和42年にB事業所に名称変更し、現在は、C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和40年4月26日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から同年10月1日まで

私は、昭和40年4月26日から同年9月30日まで、A事業所でD職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する勤務記録カード及びE事業所が保管するD職員名簿から、申立人が昭和40年4月26日から同年9月30日までの期間において、D職としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、前述のD職員名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた昭和40年4月1日から49年2月1日までの期間において、申立人を含めた3人のD職員がA事業所又はB事業所において在籍していた状況が確認できるところ、A事業所又はB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人以外の二人は、前述の在籍期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該被保険者記録が確認できる者は、「私が厚生年金保険に加入する際には加入の希望を聞かれたわけではなく、当然に手続をしてくれたと思う。」と供述していることから判断すると、A事業所は、当時、D職について、ほぼ全員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する勤務記録カードに記録された日給額から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所の後継組織であるC事業所及び、現在、同事業所の社会保険事務を一括して行っているF事業所は不明としているが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人の平成16年3月から18年3月までの期間及び同年12月から19年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月から18年3月まで
② 平成18年12月から19年3月まで

私は、平成16年及び17年ごろの国民年金保険料を、職場に徴収に来た社会保険事務所（当時）の国民年金推進員に、あるいは郵便局において毎月納付していた。申立期間①については保険料の未納はないと思う。

申立期間②については、保険料を納付したという具体的な記憶はないが、平成16年以降、私は保険料を続けて納めてきたので納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、「平成16年及び17年ごろの国民年金保険料を、職場に徴収に来た社会保険事務所の国民年金推進員に、あるいは郵便局において毎月納付していた。」旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立人が平成16年から17年ごろにかけて、毎月順次国民年金保険料を納付している状況が確認できるものの、当該保険料は、それまで未納となっていた14年2月から16年2月までの期間に係る過年度分であることが推認できることから、申立人が納付期間を誤認している可能性も否定できない。

また、オンライン記録の「徴収事跡」には、「H18.3.23にH16.3～18.3の納付書を送付」と入力されており、平成18年3月時点で申立期間①の国民年金保険料が未納であったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人に別の国民年金

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料納付について納付期間に係る記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月及び同年2月

私は、会社を辞めた平成7年1月ごろ、A県B市役所で国民年金に加入した。

国民年金保険料については、1年以上の納付書が自宅に送られてきたので少しずつ納付していた。

納付している途中で、半端な期間の納付書が送られてきたことがあり、それも納付したことを覚えており、これが申立期間の国民年金保険料であったと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の20歳到達者の資格取得日から、平成7年7月1日を資格取得日として、同年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であることから、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人及び申立人の元妻に係る平成8年3月の国民年金保険料は、同年7月4日に過年度納付されていることが確認できることから、これは社会保険事務所（当時）から別途発行された過年度納付書に基づき納付されたものと考えられ、申立人が主張する「半端な期間の納付書」とは、当該期間に係る過年度納付書である可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

私は、再就職した平成9年4月に、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、それまで未納となっていたすべての期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が納付となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「再就職した平成9年4月に、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、それまで未納となっていたすべての期間の国民年金保険料を納付した。」旨主張しているところ、オンライン記録から、申立人が平成9年4月17日に8年6月から9年3月までの国民年金保険料をまとめて納付していることが確認できるものの、9年4月の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、このほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、41年6月から44年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年6月から44年4月まで

私の国民年金保険料は、A市の職員が家に徴収に来たり、私が同市役所に納めに行ったりして納付していた。また、免除を受けていた期間の保険料についても市職員が家に徴収に来たので、まとめて納付したこともあったと思う。申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、A市の職員が家に徴収に来たり、私が同市役所に納めに行ったりして納付していた。また、免除を受けていた期間の保険料についても市職員が家に徴収に来たので、まとめて納付したこともあったと思う。」旨主張しているところ、A市によると、「市が、保険料の免除を受けている者を戸別訪問して、当該期間の国民年金保険料を徴収することは無かったと思う。」と回答していることから、申立人の主張と当時の事務処理には相違点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月ごろに申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できるところ、申立人の夫については、申立期間の国民年金保険料が申立人と同じく未納又は免除となっていることが確認でき、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほかに申立期間の国民

年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 1 日から 34 年 4 月 20 日まで
② 昭和 36 年 5 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 1 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、37 年 2 月末日に退社するまで、同社に継続して勤務していた。勤務期間については、主に同社が所有する船舶 C に乗り組んでいた。船員保険の被保険者記録がすべての申立期間について無いことに納得できない。

すべての申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人と同じく A 社所有の船舶 C に乗り組んでいたと推認される同僚の入社日は、A 社に係る船員保険被保険者名簿から確認できる船員保険被保険者資格の取得日と一致しておらず、船員保険被保険者の資格を取得するまで長期間経過していることが確認できることから判断すると、当時の事業主は、乗組員について、必ずしも入社と同時に船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

2 申立期間②については、A 社に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が船員保険被保険者の資格を再度取得した日（昭和 36 年 9 月 1 日）までの期間に同資格を取得した船員保険被保険者のうち、申立人が、申立期間②当時、船舶 C に一緒に乗り組んでいたとする同僚を含む 14 人（申立人を含

む) は、同社に係る船員保険の被保険者期間が継続していないことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 36 年 5 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失するに当たって、健康保険被保険者証が返納されたことを示唆する記載があることが確認できる。

3 申立期間③については、申立事業所及び同僚から、申立人の申立期間③における勤務実態について確認できる供述を得ることができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和 36 年 11 月 1 日に船員保険被保険者資格を喪失するに当たって船員保険被保険者証が返納されたことを示唆する記載があることが確認できる。

4 B社は、「当時の船員保険料の控除等に係る関連資料は無く、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の船員保険の加入状況等は不明である。」と回答していることから、申立人のすべての申立期間に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、すべての申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 平成 7 年 11 月ごろから同年 12 月ごろまで

申立期間①については、A社の就職時の雇用契約で、給与について、入社から3か月間は基本給25万円、それ以降の期間は15万円とし、実際に支給されていた給与額も雇用契約と同じであったが、年金事務所の記録では、実際に支給されていた給与額よりも低い標準報酬月額とされているので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、平成7年11月ごろから同年12月ごろまでの期間において、B社で、C職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、D職として勤務したA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、同社就職時の雇用契約に基づいて実際に支給されていた25万円の給与額より低い額となっているとして申し立てている。

しかしながら、A社は、「D職の従業員について、厚生年金保険被保険者の資格取得時は、基本給で資格取得届を提出していた。」と回答しているところ、オンライン記録において、申立期間①前後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者94人の標準報酬月額は、申立人と同じ11万8,000円又は13万4,000円であることが確認できる。

また、A社は、「当社の給与は基本給に歩合給を加算して支給するため、給与支給額は毎月変動する。D職の従業員の標準報酬月額については、毎月変動する給与支給額に応じて見直しを行っていたが、申立人について、基本給は12万円であったと思われ、当該基本給に見合う標準報酬月額（11万8,000円）を届け出た後、標準報酬月額の見直しの機会の前に、短期間で退職しているため、標準報酬月額が変更されていないのではないかと思う。保険料は届出を行った標準報酬月額に基づき控除していたと思う。」と回答しているところ、オンライン記録において、申立人と同じ11万8,000円又は13万4,000円の標準報酬月額で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる前述の被保険者について、資格取得後初めての定時決定において、標準報酬月額が大きく変更されている者が複数確認できる一方、資格取得後初めての定時決定の時期より前に資格喪失した者は、全員が申立人と同様に資格取得時の標準報酬月額のまま変更が行われていないことが確認できる。

さらに、A社及び申立人について、保険料控除に関する資料が無いため、申立人の主張する給与額並びに保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間②について、申立人及びB社の回答内容から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、同社はいったん申立人を含めた5人の従業員に係る資格取得届（平成8年1月1日付け）を作成した後に、申立人の氏名のみを抹消し、整理番号を書き換えていることが確認できるが、このことについて同社は、「申立人は、当社が厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行う平成8年1月9日前に退職したことから、申立人については資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、給与から保険料も控除していない。」と回答している。

また、申立人は、同僚について、その氏名等を記憶していないことから、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。